



鳥取県公報

平成16年 1月27日(火)
号外第7号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則及び鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(2)(環境政策課)..... 1
------------	--

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則及び鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1 次の規則について、国立学校設置法の廃止に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

- (1) 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(別表第2関係)
- (2) 鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(別表関係)

2 この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則及び鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 1月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第2号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則及び鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成14年鳥取県規則第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第13条関係） （1）略 （2）鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（以下「鉱物の採掘等をする事」という。）であって次に掲げるもの ア～エ 略 オ 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。）における教育又は学術研究のために、鉱物の採掘等をする事。 （3）～（8）略	別表第2（第13条関係） （1）略 （2）鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（以下「鉱物の採掘等をする事」という。）であって次に掲げるもの ア～エ 略 オ 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第9条の2第1項に規定する大学共同利用機関をいう。）における教育又は学術研究のために、鉱物の採掘等をする事。 （3）～（8）略

（鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第11条関係） 1～3 略 4 政令第1条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 イ～ト 略 チ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。リにおいて同じ。）の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行う行為 リ～ワ 略	別表（第11条関係） 1～3 略 4 政令第1条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 イ～ト 略 チ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第9条の2第1項に規定する大学共同利用機関をいう。リにおいて同じ。）の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行う行為 リ～ワ 略

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。